

人種差別撤廃委員会による日本政府への「質問リスト」作成にむけた、
人種差別撤廃 NGO ネットワークによる日本に関する共同情報提供

2009年8月25日

【マイノリティの定義（第1条）】

1 条約の対象となる被差別マイノリティの認識

（反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC））

日本報告書には、被差別部落出身者、琉球・沖縄の人々、中国帰国者など、条約1条で規定されている人種差別の被害を受けている人々の情報が提供されていない。審査までに追加情報を提出できるか。

背景：日本報告書で扱われている被差別マイノリティ集団は、アイヌ民族、および移住者・外国人である。日本には条約第1条で規定されている人種主義、人種差別の対象となっているマイノリティ集団が他にも存在するにも関わらず、日本政府はそれを公的に認識することを拒否している。例えば、被差別部落出身者、琉球・沖縄の人びと、中国帰国者、外国にルーツを持つ民族的マイノリティ（帰化者とその子孫、日本国民と外国人との間に生まれた子どもなど）については、委員会は前回の審査において指摘したのにもかかわらず、今回の報告書では触れられていない。

2 世系（Descent）に基づく差別の定義

（部落解放同盟（BLL）/部落解放・人権研究所（BLHRR））

人種差別撤廃委員会最終見解パラ 8 の勧告、一般的な性格を有する勧告 で指摘している世系（descent）に関する日本政府の見解を示されたい。

背景：日本政府は人種差別撤廃条約の対象に部落問題は含まれないとの見解を持っていた。しかし、委員会は、締約国とは反対に「世系 descent」の語はそれ独自の意味を持っており、人種や種族的または民族的出身と混同されるべきではないと考えており、部落民を含むすべての集団に対して、条約第5条に定める権利の完全な享受を求めた。また、委員会は、2002年8月に一般的勧告 を採択した。勧告は、「世系 descent」に基づく差別がカースト及びそれに類似する地位の世襲制度等の人権の平等な享有を妨げ又は害する社会階層化の形態に基づく集団の構成員に対する差別を含むことを明確に再確認した上で、一般的な性格を有する措置等を提起している。これらの勧告は日本政府の見解を厳しく批判している。委員会の勧告を踏まえて新たな見解を示すべき。

【差別撤廃のための国家の義務 政策・措置（第2条）】

3 差別的立法の廃止に関して

3-1. 被差別部落出身者や婚外子に対する差別が起因する一つの要素である戸籍制度に関して

（BLL/BLHRR）

被差別部落出身者を本籍と出生で特定してきた戸籍制度を改廃できないか。当面は、戸籍情報の公開原則をやめ本人承認を得ること、本籍欄・婚外子に関する差別記載を廃止し、一戸一様式を改め個人登録

である一人戸籍にし、幾世代も附票によって検索できないようにすること。

背景：部落出身者への差別は、戸籍情報の本籍地と出生によってなされる。本籍地は地番で表記されるために、被差別部落の地名が記載される。本籍と名字（氏）によって、幾世代にもわたって出生を検索できる。

法律婚の場合、「夫婦は氏を同じくする」との規定によって、氏の異なる配偶者の一方の名字は消失する。婚外子は父に認知されている時には認知事項が戸籍に明記され、認知されていない時には父欄が空白になることで、戸籍の記載で婚外子であることが判明し、出生による差別が引き起こされる。

外国籍者との婚姻の場合、外国籍者は戸籍に記載されないために、配偶者は一人戸籍を創設する。外国籍者は、外国人登録原票に別に記載される。戸籍は国籍と市民権を一つのものとして証明する。戸籍のない外国籍者には市民権が保障されない構造になっている。

3-2. 国籍法による差別

（「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会）

国籍法が改正されたが、日本人の父から生後に認知された婚外子にだけ、日本国籍を取得するためには、自治体等への父からの認知の届けのほかに、法務局等への国籍取得の届け出が必要とされることになった。これは、胎児認知等の場合には国籍取得の届け出が要求されていないので、新たな差別ではないのか？

背景：国籍の取得を血統主義（法的親子関係）としている日本で、外国人を母とする婚外子が日本国籍を取得できるのは、日本人父が胎児の時に認知するか、生後に認知した時には父母が婚姻した時としていた。生後に認知された子にのみ父母の婚姻を求めるのは不合理な差別であるとして、国籍法の婚姻要件を違憲とする最高裁判決が下された。（2008年6月4日）

違憲判決による当然の法改正であるにも関わらず、「『外国人私生児』を差別することが目的である。」と公言する右派勢力が、「不正な国籍取得のための、偽装認知が横行し、偽日本人によって日本が征服される。」などと騒ぎたてた。

政府は彼らに反論せず、国籍取得届や罰則の新設で、不正取得を防ぐとした。

3-3. 外国人登録法・入国管理法等による外国籍者などへの差別に関して

（RAIK/移住連）

外国人の権利を規制する法律として「外国人登録法」と「出入国管理及び難民認定法」がある。しかし、日本が加入している国際人権条約が定める外国人の普遍的権利を明示し、不当な差別を禁じる法律はない。このような法律を立法化する用意があるか、明らかにされたい。

背景：憲法において、外国人の権利保障を明示する条文はない。また、「外国人登録法」と「出入国管理及び難民認定法」は、もっぱら外国人の在留管理と出入国管理を目的とするものである。そのため、外国人の権利を制限・否認する法制度の多くが、人種主義による差別的制度であるにもかかわらず、「日本国籍の有無による区別」として正当化されている。しかし、日本で生活する外国人は、すでに190カ国・221万人以上となる。このように、さまざまな民族・人種の人びとが日本で暮らしているのであり、彼ら彼女らが有する普遍的権利を明示し、不当な人種差別を禁じる法律が必要である。

4 人種差別を禁止する法律の制定に関して

（IMADR-JC）

差別禁止法を制定する見通しはあるか。あれば具体的に提示すること。

背景：日本は 1995 年に人種差別撤廃条約に加入し、私人や団体による人種差別を禁止・終了させる義務を負ったが、そのための国内法の整備は何ら行われなかった。そのため現在も、私人間における差別を禁止する包括的な法令はない。その結果、雇用、住宅入居や商店への入店、婚姻などの分野で、人種や民族、世系などを理由とする差別が生じやすい。裁判所が、私人による差別を不法行為と認め損害賠償を命じる例はあるが、あくまで事後救済であり、また、差別を禁止する具体的な法令は依然存在しないために、起こりうる差別を防止する効果は薄い。裁判所による救済を求めても時間と費用がかかることから、泣き寝入りとなるケースも多い。この種の差別に対する簡易・迅速な救済システム（国内人権機関など）も存在しない。

5 独立した国内人権機関に関して

(IMADR-JC)

**条約上の諸権利の苦情申立ておよび履行監視を担う独立した国内人権機関を設立する意志はあるか？
あるならば、いつ、どのような形で設立しようとしているのか？**

背景：2001 年の人種差別撤廃委員会の勧告を含み、さまざまな国連人権機関からの度重なる勧告にもかかわらず、日本には差別からの保護および被害者の救済にあたる人権機関がまだ存在していない。日本政府は「検討中」という返答にとどまり、その実現に向けた具体策は何も提示していない。ほとんどの場合、差別を受けても訴えていく機関がなく、その被害が放置されてきた。人種差別撤廃条約 2 条 1 項および 6 条における規定や、委員会一般的勧告 17 にしたがって、早急に政府から独立した国内人権機関を設置するべきである。またその機関が設置されれば、差別の禁止および被害者の人権回復のために有効に機能するべきである。

6 被差別マイノリティ実態調査の実施に関して

今回の政府報告には、2001 年の CERD 最終所見パラ 7 にある条約の適用対象となるすべてのマイノリティの状況を反映する人口構成に関する詳細な情報、経済的及び社会的指標に関する情報が提供されていない。また、最終所見パラ 22 にあるジェンダーならびにマイノリティ集団ごとの経済・社会的データは示されていないし、ジェンダー関連の人種差別を防止するためにとった措置に関する情報も含まれていない。その流れより以下の質問をする：

(BLL/BLHRR)

6-1 . 2007 年 8 月に提出された日本政府の、「人種差別撤廃委員会「最終所見」における勧告への日本政府の対応状況」では、「同和地区において様々な面で存在していた格差は大きく改善され、国民の間の差別意識も確実に解消されているものとする」としているが、この判断はいかなる実態調査に基づくものであるかを明らかにされたい。また、1993 年調査と比較することのできる本格的な実態調査が必要だと思われるが、政府の見解を問う。

背景：2007 年 8 月に提出された日本政府の、「人種差別撤廃委員会「最終所見」における勧告への日本政府の対応状況」では、「政府としては、これまでの国、地方公共団体の長年にわたる同和問題解決に向けた取組により、同和地区の生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備が概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大きく改善され、また、差別意識の解消に向けた教育・啓発も様々な工

夫の下に推進され、国民の間の差別意識も確実に解消されているものとする。」と報告されているが、この判断はいかなる実態調査に基づくものであるかを質問する必要がある。なぜなら、政府は、部落差別の実態や国民の部落問題に関する意識状況に関して1993年に実施した実態調査以降、本格的な実態調査を実施していないからである。従って、政府のこの見解は、極めて主観的なものにすぎないといわざるを得ない。

(RAIK)

6-2. 在日コリアンなど旧植民地出身者は、すでに二世・三世・四世となる。彼ら彼女らの就業率および就業形態を明らかにされたい。

背景：委員会による前回（2001年4月）の最終見解（para.7）に対して、日本政府の意見書（同年7月）では、「在日コリアンの経済的・社会的指標についてどのような情報の提供が可能か、検討したい」としていたが、今回の報告書には何一つ報告されていない。

(RAIK / 移住連)

6-3. 近年、中国やブラジル、フィリピンなどからの移住労働者・(国際結婚)移住者が急増している。その子どもたちの義務教育就学率と高校進学率、大学進学率、および就業率および就業形態を明らかにされたい。

背景：移住労働者・移住者の子どものうち、義務教育年齢にある子どもの7%以上が、日本の学校にも外国人学校にも通っていない「不就学」となっている。また、高校進学率も大学進学率も極端に低い。さらに、高校にも大学にも進学できない子どもたちの多くは、労働市場の底辺で非正規労働に従事している。その状況を、まず明らかにすべきである。

(在日本朝鮮人人権協会 / RAIK / 大阪民闘連)

6-4. 在日コリアンや移住労働者・移住者の子どもたちは、日本社会で生きていく上で、さまざまな困難に直面する。私企業や公共団体による就職差別・任用差別、また、賃貸住居への入居差別などである。このような生活全般にわたる深刻な人種差別に対して、政府と地方自治体は実態調査を行っているのかどうか、また、差別を是正する措置をどのように行っているのか、その根拠法もあわせて明らかにされたい。

背景：政府報告書（para.71）では外国人に対する人権侵犯事件数とその事例の一部の記述がなされているが、それらの分析はなされていない。これは、政府と地方自治体が差別の実態把握に努め、再発防止にむけた啓発・教育活動、確固とした是正措置をとろうとしていないことを示している。

(IMADR-JC)

6-5. 条約が適用されるすべてのマイノリティ女性がおかれている経済的、社会的実態についての報告、並びに性的搾取及び性暴力を含むジェンダー関連の人種差別を防止するために取った措置を報告されたい。

背景：この項目は、パラ22で指摘されていたものであるにもかかわらず、今回の日本政府報告書ではふれられていないため。

7 人種主義等に関する国連特別報告者の報告書による勧告の履行に関して

(IMADR-JC)

締約国は、人種主義等に関する国連特別報告者による報告書(E/CN.4/2006/16/Add.2, E/CN.4/2006/16/Add.2/Corr.1)においてなされた諸勧告を、現時点までにどの程度履行しているか。また、今後どのように履行していく方針か。

背景：現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者による日本公式訪問報告書が勧告したすべての事項は、人種差別撤廃条約の国内実施に密接に関係がある。日本政府は、2006年6月、「在ジュネーブ国際機関日本政府代表部より人権委員会事務局に宛てた口上書（現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連の不寛容に関する特別報告者、ドウドウ・ディエン氏の報告書に関するコメント）」(A/HRC/1/G/3)を提出したが、同文書は、ディエン報告書の「日本には人種差別・外国人嫌悪が確かに存在する」という重要な指摘への何らの返答も含まず、報告書により勧告された諸事項の履行に向けた基本認識や積極的姿勢も示されていない。既存の法律や施策の存在を羅列するに留まっている部分が多く、差別が発生している現場の実態を日本政府として積極的に把握し、その実態に立脚した議論をしようとし、しない姿勢をあらわにするものとなっている。

8 ダーバン宣言/フォローアップ・人種主義に対する国内行動計画

(IMADR-JC)

2001年の反人種主義世界会議が採択したダーバン宣言と行動計画(DDPA)は国内実施のためにDDPAの国内行動計画策定を求めている(パラ99)が、日本ではまだ策定されていない。いつ策定をする予定なのか？

背景：2009年4月のダーバンレビュー会議では、そうした国内行動計画の実施結果をもとに各国政府がレビューを行なったが、日本では何を根拠に国内評価を行いレビュー会議に臨んだのか？また、レビュー会議が採択した成果文書は、国内行動計画を策定していない国は市民社会を含むステークホルダーと協議してすみやかにそれを策定するよう勧告している(パラ114)。人種差別撤廃条約の国内実施のためのさまざまな措置とともに、DDPAの国内実施のためのさまざまな措置を講じることは政府の義務である。

【人種差別扇動の処罰義務(第4条)】

9 第4条(a)(b)留保の撤回に関して

(在日コリアン青年連合(KEY))

9-1. 委員会が懸念を表明してきている第4条(a)(b)の留保撤回についての見通しを明らかにされたい。

背景：日本国内においては昨今、人種差別を扇動する民間レベルの動きが急速な高まりを見せている。とくに外国人・民族的マイノリティの排斥を訴える団体が、例として日本軍「慰安婦」問題について、被害者を「戦地売春婦」と呼称し、被害者の尊厳を冒瀆する発言を繰り返したり、また在留特別許可を受けた外国籍の中学生に対して、自宅や学校近辺で本人の実名を挙げながら日本からの排除を訴える示威行動を行ったりしている。これらの行動の様子は動画サイトにアップされ不特定多数がアクセスでき

るようになっており、被害者のプライバシーも全く守られていない。さらには、こうした団体を公然と応援する政治家も存在している。しかしこうした行動に対して被害者が救済を求めるための特定の国内法や機関が現在全く存在しておらず、被害者のほとんどは沈黙せざるをえないでいる。よって、条約4条(a)(b)項に対する留保を撤回し早急に国内法を整備する必要がある。

インターネット上の差別に関して

(BLL/BLHRRRI/反差別ネットワーク人権研究会)

9-2. インターネット上で行なわれる差別扇動に対しては、どのような方策をとっているか？

また、検索機能を使って、地域や、個人の住居を特定し、プライバシーに関する情報を暴露して、集中的に差別や人権侵害が行なわれたり、差別扇動をしたりしていることに対して、差別禁止法による抑制を考えているか？

背景：インターネット上で被差別部落の地域名や姓名を特定したり、ストリートビューや住宅地図、古地図などを検索機能で重ね合わせて、被差別部落地域とそこにある個人住宅を映像化し、個人を特定できる。そのために集中的に個人攻撃が行なわれる危険性が増した。インターネット上での差別や差別扇動は際限なく行われるため、削除したりする作業は問題の根本的解決に至らない。

近年インターネット上の差別宣伝、差別扇動が多発している。インターネット・プロバイダのガイドライン、プロバイダ責任制限法、法務省による削除要請の手続きなどは存在するが、プロバイダの自主性による部分が大きく、また個人の誹謗中傷には対応しても部落差別など特定集団全体に対する差別については実効力がない。司法で裁かれる例も、個人に対する名誉毀損罪であり、差別行為自体は処罰されない。

差別禁止法を制定し、差別や人権侵害が「根絶すべき社会悪」との社会的合意を形成することによって、抑制効果を期待したい。法務省が表現の自由との兼ね合いで、迅速に禁止措置を取れない事情もあり、一般的な警告に終わっているために、差別や人権侵害に対して社会は極めて寛容に過ぎる態度を変えていくことができていない。

(RAIK / 移住連)

9-3. 委員会は前回の最終見解 (para. 13) において、石原慎太郎・東京都知事の「三国人発言」(2000年4月)を人種主義による差別的発言とし、「当局がとるべき行政上または法律上措置をとっていないこと」について懸念を表明した。しかし、石原都知事はその後も差別発言を繰り返している。締約国は、これに対してどのような措置をとったのか、明らかにされたい。

背景：石原都知事は2001年5月8日、日本の新聞『産経新聞』に、「日本への不法入国者は年間およそ1万人、うち中国人が40%弱。彼らは不法入国故、正業にはつげず必然犯罪要員となる」と、根拠のない数字をならべ、中国人同士の殺人事件を例に挙げて「こうした民族的DNAを表示するような犯罪が蔓延する」と書いた。さらに2003年8月4日、同紙において、「いかなる政治をも信用しない中国人の極めて現実的なDNAは……その願望をかなえるためには堂々と盗みもする」と書いた。また石原都知事は2006年9月15日、政府機関が後援するシンポジウムにおいて、「不法入国の三国人、特に中国人ですよ。そういったものに対する対処が、入国管理も何にもできていない」と発言した(『朝日新聞』2006年9月16日)。このような度重なる人種主義発言に対して、政府は「発言全体の文脈を踏まえれば」差別発言ではない(国連特別報告者の日本公式訪問報告書に対する日本政府の意見書・2006年6月)として、何一つ是正措置をとっていない。

(在日本朝鮮人人権協会 / RAIK)

9-4. 朝鮮学校に通う子どもへの暴言・暴行事件に対して、委員会は前回の最終見解 (para.14) において、「この事件に対する当局の不適切な対応を懸念し、このような行為を防止し、それに対抗するための確固とした措置をとるよう」政府に勧告した。それにもかかわらず、2002年、2006年と子どもたちへの暴言・暴行事件は繰り返されている。締約国は今回の政府報告書 (para.26) において「適切な対応を実施した」と言うが、それでは、なぜ暴言・暴行事件が繰り返されるのか、なぜ根絶できないのか、政府の考えを明らかにされたい。

背景：朝鮮学校に通う子どもたちに対する暴言・暴行事件は、日本と朝鮮民主主義人民共和国との緊張が高まるたびに繰り返されている。2002年9月、翌年3月までの6カ月間で321件。2006年7月、約1カ月間で122件。2006年10月、約1カ月間で55件。政府は今回の報告書で、これまでと同様に、暴言・暴行事件への対応として啓発ポスターの掲示や啓発パンフレットの配布などをもって適切な措置を講じたとしているが、実際にどこで、どのように掲示し配布したのかは明示していない。そもそも、前回の委員会審査でも言及されたように、ポスターの掲示やパンフレットの配布だけによっては、このような人種主義に基づく暴言・暴行事件は根絶できないのである。

(RAIK / 移住連 / 大阪民闘連)

9-5. いま三世・四世となる在日コリアンの子どもをはじめ、さまざまな国籍の移住労働者・移住者の子どもの多くが、日本の学校に通っている。これら外国籍の子どもに対する、さまざまな形の差別事件がある。締約国は、その実態をどのように把握しているのか、学校内における差別を是正する制度があるのか、明らかにされたい。

背景：外国籍の子どもに対する差別事件は、なかなか顕在化しにくい。差別を受けた子どもと親は、それを訴える第三者機関に腰囲にアクセスできないからである。しかし、在日コリアンの子どもの80%以上が、差別を恐れて「コリアン・ネーム」ではなく「日本式名前」を使用していること、また、日本の学校から外国人学校に転校する移住労働者・移住者の子どもの多くが、日本の学校での「いじめ」を転校の理由としているという現実がある。政府は報告書 (para.20) で「人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化している」と述べているが、日本の学校教育においては、人種主義を克服する具体的なプログラムを実施していない。また、大学などの教員養成課程においても、人種主義に基づく差別の実態と歴史的過程、差別是正の方法などを学ぶことが必修科目とされていないため、教員の多くが無知のまま外国籍の子どもと接することになる。

【市民的経済的権利に関する人種差別の撤廃と法もとの平等 (第5条)】

10 外国籍の子ども教育に関して

(RAIK/移住連)

10-1. 近年、移住労働者・移住者の子どもが急増し、また日本語を母語としない子どもも増加している。政府は報告書 (para.24) の中で、日本の公立学校での受け入れについては「最大限の配慮をしている」と述べている。それでは、この子どもたちの20%近くがブラジル人学校など外国人学校に通い、7%近くが「不就学」となっているのか、その理由を明らかにされたい。

背景：上記の現実は、「日本語指導、教師による支援、母語を話せる者による支援等」を行う制度的・

財政的措置があまりにも不十分であり、日本の公教育がまだ「日本語を母語としない子ども」を受け入れるものになっていないことを示している。

(RAIK / 移住連)

10-2 . 委員会は前回の最終見解 (para.16) において、「日本の公立学校において、マイノリティ言語による教育へのアクセスを確保するよう」勧告した。政府は今回の報告書 (para.24) で、「総合的な学習の時間の中で……母語 (マイノリティ言語) 教育、母文化教育を実施することができるようになっている」と述べているが、それがどのように実施されているのか、また、その母語・母文化教育に対する政府と地方自治体の財政措置はどのようになされているのか、明らかにされたい。

背景：形式上、公立学校において母語・母文化教育を行うことは可能だとしているが、実際は外国人が集住するいくつかの公立学校で「プレスクール」「国際学級」として行われているにすぎない。公立学校でマイノリティ言語教育がなされているのは、大阪府内と京都市などで開設されている「民族学級」である。公立学校に在籍するコリアンの子どもたちを対象に、課外授業として、コリア語やコリア文化を教えている。しかし、その民族学級の講師の費用は、地方自治体が出しているのが現状である。この他には、中国人やブラジル人の子どもを対象とする支援学級の中で母語教育を行なっている学校が数校あるだけである。

(RAIK / 移住連)

10-3 . 委員会は前回の最終見解 (para.18) において、「個人の名前は文化的、民族的アイデンティティの基本的な表象である」と明示したが、日本の学校教育において外国籍の子どもたちの名前は、どのように扱われているのか、明らかにされたい。

背景：前述したように、在日コリアンの子どもの 80%以上が「日本式名前」を使うことを余儀なくされている。また移住労働者・結婚移住者の子どもたち、とくにブラジル人、ペルー人、フィリピン人の子どもに対しては、「わかりやすくする」という理由だけで、日本式「氏・名」のカタカナ表記がされている。これでは、「外国人の持つ文化、宗教、生活慣習等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重する」(政府報告書 para.20) ことにはならない。

11 民族学校の処遇に関して

(RAIK / 大阪民闘連)

11-1 . 朝鮮学校、韓国学校、中華学校などナショナルスクールとインターナショナルスクールが約 100 校あるが、そのほとんどが各種学校として地方自治体から認可されている。これらの外国人学校に加えて、1990 年代以降、移住労働者・移住者の急増に伴ってブラジル学校をはじめ、ペルー学校、フィリピン学校、インド学校など 100 校を数える (これら新しくできた学校のほとんどは、各種学校としても認可されず「私塾」扱いとなっている)。これら 200 校以上になる外国人学校に対して、政府は財政支援を行っていないが、その理由を明らかにされたい。

背景：在日コリアンをはじめ外国人は、日本国民と同様に納税の義務を果たしている。しかし政府は、これらの外国人学校における「マイノリティ言語による教育」に対して財政的措置をいっさい行っていない。朝鮮学校・韓国学校・中華学校など各種学校となっている外国人学校 (約 100 校) に対しては、

地方自治体から小額の財政補助がされているだけである。

(在日本朝鮮人人権協会 / RAIK / 大阪民闘連)

11-2 . 2003 年、大学入学資格の制度改正がはかられたが、朝鮮学校の卒業生は「個別審査」を経なければ大学入学資格を得られない。朝鮮学校の卒業証書を直接の大学入学資格として認めるため、制度改正する意志はあるのか、明らかにされたい。

背景：2003 年の学校教育法施行規則等の改定により、国際的な評価団体（WASC、ACSI、ECIS）の認定を受けた外国人学校（インターナショナルスクールなど）で 12 年の課程を修了した者、本国の高校に相当する課程を有するものとして、本国から認定された外国人学校（韓国学校、中華学校、ブラジル学校など）を修了した者については、日本の大学や専門学校の受験が認められたが、それ以外の学校（朝鮮学校）を卒業した者は対象とはならず、個別の大学の判断、もしくは高等学校卒業程度認定試験を求められるという不利益をこうむっている。

(在日本朝鮮人人権協会 / RAIK)

11-3 . インターナショナルスクールなどには、学校への寄付金の免税措置が認められている。しかし、朝鮮学校・中華学校にはそれが認められていない。その理由を明らかにされたい。

背景：朝鮮学校・中華学校などは、自動車教習所と同じカテゴリー（各種学校）に位置づけられている。法律上は、外国人学校のうち各種学校の認可を受けている学校であれば、寄付金の免税措置が受けられる。実際に政府は、「対日投資の促進という観点」から、海外企業の短期滞在者の子どもが半数以上在籍している学校、すなわちインターナショナルスクールやドイツ学校などに免税措置を認めている。しかし、朝鮮学校や中華学校などに対しては、それを認めていない。2008 年 3 月、日本弁護士連合会は、このような税制上の差別的な取り扱いは、これらの学校に通う子どもたちの学習権を侵害するものとして、制度改正を求める勧告を行った。

(RAIK / 移住連 / 大阪民闘連)

11-4 . ブラジル学校やペルー学校、インド学校など、新しくできた外国人学校のほとんどは、「各種学校」としても認可されず「私塾」扱いとなっている。そのため保護者は、日本の私立学校の数倍になる授業料と、教科書代、通学費などを負担しなければならない。しかし、移住労働者・移住者の子どもの 20% 近くが、これらの外国人学校に通っている。これらの学校は、マイノリティ言語による「普通教育」を行い、また、日本の学校教育から疎外され「不就学」となっている子どもたちを多く受け入れてきた。それにもかかわらず、政府はなぜ、これらの学校に財政支援をしないのか、その理由を明らかにされたい。

背景：移住労働者・移住者の子どもが通う外国人学校の約 100 校のうち、「各種学校」として地方自治体から認可された学校は、わずか 5 校だけである。「私塾」扱いとなっている学校では、授業料に消費税が課せられ、割引の通学定期券も認められず、地方自治体からの教育助成金も受けられない。そのため、保護者の負担は大きく、学校運営は脆弱である。このことは、そこに学ぶ子どもの教育権を脅かすものである。

(田中宏 / 年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会)

在日外国人、主として在日コリアン高齢者、障がい者のなかで、国民年金法に定められている年齢要件に影響を受け、年金を受給できない人がいるが、このような人々を救済する措置を講ずる用意はあるのか。

背景：国民年金制度は、1959年に施行された当初国籍条項があり、1982年にそれが撤廃されてはじめて在日外国人も加入できるようになった。しかしながら制度改定に伴ってしかるべき経過措置がとられなかったため、依然として1926年4月1日以前に生まれた高齢者や1982年1月1日時点で既に20歳を超え、かつすでに障がいを持っていた障がい者たちは、今も年金の支給を受けられないままになっている。無年金状態にある在日高齢者・障がい者たちの生活状況は厳しく、早急な救済措置が必要とされている。

13 先住民族の権利保障に関して

アイヌ民族

(市民外交センター)

13-1. 日本政府は、有識者懇談会の報告書を受け、今後のアイヌ民族政策を扱う審議機関を設置する予定である。審議機関のメンバーは、半数、あるいは最低3分の1以上がアイヌ民族であること、また先住民族の権利に関する国際的な動向に詳しい専門家が含まれることが望ましいが、日本政府はどのような構成メンバーを予定しているのか。

また、今後のアイヌ民族に関する政策において、先住民族の権利に関する国連宣言の重視という国会や有識者懇談会の指摘を踏まえて、日本政府は、アイヌ民族の先住民族としての権利を具体的にどう実現するのかを明らかにしてほしい。

背景：2008年6月6日、国会衆参両院において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。2008年7月、政府は「アイヌ政策に関する有識者懇談会」の設立を発表し、2009年7月には最終報告書が提出されました。有識者懇談会には、当初アイヌ民族の委員は含まれておらず、抗議によってやっと1名の参加が認められましたが、アイヌ民族に関係する機関へのアイヌ民族自身の参加は決して法的・制度的に保障されていません。委員の半数または3分の1を当事者であるアイヌ民族に、という要請は聞き入れられませんでしたし、また、国連先住民族の権利宣言など、先住民族に関する国際基準に詳しい専門家の参加もありませんでした。有識者懇談会の報告書は、法的措置や審議機関の設置を政府に対して要請している点で評価できます。しかし、アイヌ民族の権利はこれまで何ひとつ認められておらず、今後いつまでにどんな権利をどのような形で具体的に実現するのかに踏み込んでおらず、今後の展望はまったく不透明です。

琉球・沖縄民族

(琉球弧の先住民族会(AIPR)/沖縄市民情報センター(OCIC))

13-2. 政府は、先住民族の定義を明確にし、琉球・沖縄民族を先住民族として認めていない理由を説明してください。

背景：政府は、これまで琉球・沖縄民族を先住民族として認めるよう勧告を受けているにもかかわらず、琉球・沖縄民族を先住民族として認めていない。一方で、アイヌ民族については、国会決議を経て設置された有識者懇談会において先住民族と認める報告書をまとめている。

14 部落差別に関して

(BLL/BLHRR1)

2001年日本審査のCERD最終所見パラ23()で、「地対財特法」終了後に、部落民に対する差別を撤廃するために日本政府が考えている戦略の報告が求められている。にもかかわらず、今回の報告書にはこの点に関する報告が盛り込まれていない。日本政府の見解を示されたい。

背景：2002年3月末で、部落に対する「特別措置法」が終了した。しかしながら、これは部落差別が解消されたことを意味するものではない。部落民が置かれている実態、国民の部落民に対する意識、差別事件の発生状況などから部落差別は依然として現存している。委員会最終所見の勧告に対する日本政府の「格差は大きく改善され、差別意識も確実に解消されている」との見解は、部落問題に関する意識調査や実態調査に基づいたものではなく、きわめて主観的なものである。1993年に実施した意識調査以後本格的な実態調査を実施していないからである。あらためて、部落民の置かれている状況を把握し、差別撤廃のための戦略を明らかにすることを求める。さらに詳しい情報として付録(A)に挙げる深刻な状況が発生している。

15 婚外子に対する差別に関して

(「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会)

婚外子に対するいかなる差別、特に民法における相続分差別を含む法制度上の差別を撤廃し、法律や実務慣行から「非嫡出子」の概念を除去するために法改正をする意志があるか質問する。また、婚外子に対する社会的差別について、政府として人権啓発をする意向があるか質問する。

背景：人種差別を原因とする結婚差別によって、婚外子として誕生すると現行の法制度によって差別されることとなる。1996年に相続分差別を撤廃するための民法改正案が法制審議会から答申されたが、実現していない。政府は、世論を理由にするが、世論啓発をまったく行っていない。過去、法制審の答申は日弁連が猛反対をした三案を除いて、国会に内閣から提案され、速やかに可決成立している。なお、日弁連は、人権の観点から、刑法、少年法の厳罰化等を求める法制審議会答申の三案に反対し、民法改正には早急な法改正を求めている。

16 沖縄・琉球民族に対する文化政策に関して

(AIPR/OCIC)

政府は、琉球・沖縄の文化を守るためにどのような政策を持っているのか説明してください。現在の政府の沖縄大使など、琉球・沖縄のために政府が特別に設置している公的な役職や窓口があればその役割と機能を説明してください。

背景：政府は、琉球・沖縄がいつから日本国民か、という沖縄選出国会議員からの質問に対し、国籍法ができた年からという答弁を行っている。琉球王国から沖縄県となり、琉球・沖縄文化は日本による支配の下で遅れたものと否定されてきた。また、沖縄戦では琉球語を使う人をスパイとして取り扱っていた。ユネスコ調査では、日本の中の固有の言語として琉球語が認められている。しかし、現在の琉球・沖縄では教育カリキュラムで琉球語が教えられることはなく、公用語としても認められていない。

17 米軍基地から派生する健康や環境被害に関して

(AIPR/OCIC)

政府は、米国政府に日米地位協定の改定を求める考えがあるのか尋ねます。政府は、米国政府に爆音裁判賠償金の償還を求める考えがあるのか尋ねます。現在の外務省沖縄事務所など、在沖米軍基地の問題のために政府が特別に設置している公的な役職や窓口があればその役割と機能を説明してください。

背景：沖縄戦後、在日米軍基地の75%が沖縄に集中して置かれ続けている。沖縄の面積は日本全土の0.7%にしかすぎない。米軍基地を作るための土地は琉球・沖縄の人々の土地を地主の同意なく強制的に接収したものであり不当である。現在も米軍基地は市街地の中心に存在しており、琉球・沖縄の人々の自決権や発展の権利を妨げる大きな要因である。

安全保障優先の日米地位協定は琉球・沖縄の人々の生活に不安を与えている。米軍機の離発着による爆音被害は深夜早朝の飛行が禁止されているにもかかわらず改善されない。また、墜落事故に対する恐怖も取り除かれていない。琉球・沖縄の休日にも飛行を行うなど、昼夜、祝祭日を問わず近隣住民の生活を脅かしている。爆音に対する裁判も提訴され、原告側が勝訴している。その賠償金は日本国民の税金から支払われているという矛盾がある。

米軍人・軍属による強盗、殺人、性犯罪も多発しており、琉球新報・沖縄タイムスという地元の新聞では毎日のように事件・事故が報じられている。

18 雇用における差別に関して

(「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会)

18-1. 官民ともに、採用面接において、人種差別に基づく不適切な質問が横行している。このような質問をやめさせるために、政府は、具体的にどのような対策をとるのか、明らかにされたい。また、被害当事者の救済策を明らかにされたい。

背景：国家公務員の採用面接においてすら、以下のような差別的質問がなされていることが、政府の国会答弁：1988(昭和63)年11月08日で明らかになっている。

1. 受験者の信条、支持する政党、尊敬する人物
2. 家庭の資産、住居状況、家族の職業、収入等の家庭環境
3. 受験者の嫡出・非嫡出の別、本籍地

このような質問は、いまだに禁止されていない。まれに、不適切な質問があったことが発覚した時には、「今後はしないように。」という、指導がなされるだけである。

(BLL/ BLHRR)

18-2. 部落地名総鑑差別事件の現状と政府としての対応を明らかにされたい。

背景：部落地名総鑑差別事件は、1975年11月に発覚し、これまで8種類の「地名総鑑」が存在していること、購入者は民間企業を中心に200社(人)を超えていること、購入の動機は、結婚や採用にあたって対象者が部落出身者でないかどうかを調べるためであることが明らかになっていた。この事件を所管していた法務省人権擁護局は、1989年7月28日に、この事件の事実上の終結を表明したが、部落解放同盟等の関係者はまだまだ「地名総鑑」が存在しているとの指摘を行っていた。2005年末から2006年初めにかけて、部落解放同盟大阪府連合会によって大阪の調査業者から3冊の部落地名総鑑が回収された。この内の2種類は新たな種類の「地名総鑑」であった。(このため、10種類の「地名総鑑」が存在することになる)また、2006年9月には、3.5インチのフロッピーに収録された部落地名総鑑が、大阪府連によって大阪の調査業者から回収された。このような深刻な部落地名総鑑差別事件の実態があ

るにもかかわらず、政府の対応は極めて不十分なものとどまっている。ちなみに、部落地名総鑑の作成販売や部落差別身元調査が規制されているのは大阪府、部落差別調査が規制されているのは熊本県、福岡県、徳島県、香川県に限られていて、国の段階の法律は存在していない。

19 司法における差別に関して

(IMADR-JC)

刑事司法制度の機能・運用における人種差別の防止に関する CERD 一般的勧告 31 (2005 年) に沿って日本国内でどのような措置がとられているかを示されたい。

背景：同勧告は、司法制度における人種差別の撤廃にとりくむにあたり、その実態および範囲を把握することが必要であるとしている。その一つとして、暴力や他の犯罪の被害者、特に警察や他の公務員による暴力などの被害者の人数や率、苦情の有無、人種差別的行為の起訴や処罰の件数などの人種差別を示す指数の検討も促されている。刑事司法における差別撤廃のために、この勧告に沿った具体的な行動にすぐに着手すべきである。

【条約の目的、原則等の普及 (第7条)】

20 報告書作成および条約履行に関する市民社会との対話

(IMADR-JC)

締約国政府は、条約に定められた人権に関する義務の履行に関して、市民社会と具体的にどのような協議プロセスを持っているか。その結果を、どのように報告書に反映させているか。

背景：ここ数年、国際人権システムの国内実施に関する政府と市民社会との間の協議プロセスは、決定的に失敗している。日本政府が人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、社会権規約などの政府報告書作成に関して設定した意見交換会の場では、その協議プロセスが、条約の理念に反するグループに対応できず、実りある市民参加を実現できていない。例えば、2007年8月には、人種差別撤廃条約の次回政府報告書作成に関する意見交換会において、差別撤廃を求める発言者に対し、右翼的プラットフォームを標榜するグループから誹謗中傷・差別発言がなされたことがきっかけで会議が中断し、政府と当事者との貴重な意見交換の場を失う重大な問題を残した。

このような現状に対し政府は、条約・国連人権システムの積極的实施をめざす国内対話を模索するどころか、UPR に関して市民社会との意見交換会を開催しないなど、国内対話自体を放棄する方向に向かっている。このような政府の態度から、条約を履行する基本的な姿勢が疑問視される。

また、外務省が行なう人権政策を含む政策評価には、NGOやマイノリティ当事者が参画する余地がないため¹、人権の保護・促進に関する活動について、どこまで実態に即した評価になっているかには疑問が残る。

21 司法関係者に条約の理念を浸透させるためのとりくみに関して

(IMADR-JC)

司法関係者、とりわけ裁判官に対する条約の周知と条約の精神に基づく人権教育をどのように行ってき

¹ 政策評価が発表されてから、それに対する意見募集が行なわれるが、次回の政策評価などにそれをどう活かすかは明らかにされない。

たか、今後はどのように充実させる予定なのか、明らかにされたい。

背景：国内の裁判において、条約が活用される例は少ない。裁判所の判断に、日本が締結している条約が反映されない例や、条約の解釈について委員会が出している一般的意見・勧告、見解が考慮されない例はあり、また、特に裁判官・法執行機関に対する人権教育・規約および委員会の一般的見解の研修などが不十分で、法執行機関において国際人権規範が無視されている現状がある²。

26 教科書でのマイノリティの歴史に関する記述に関して

(AIPR/OCIC/女たちの戦争と平和資料館(WAM))

日本政府は、学校教科書で琉球・沖縄についてどのような歴史的記述があると承知しているか。また、日本軍「慰安婦」問題や朝鮮半島からの強制連行など、第2次大戦中の戦争犯罪に関する記述が教科書から減少している事実について、どのような対処を考えているか。さらに、教科書検定制度の委員や審査内容は、公開されているか。

背景：教科書検定制度の審査の過程で、執筆者や出版社に対し、沖縄戦に関する記述を書き換えるようにたびたび検定意見が付されている。執筆者や出版社に対し、歴史修正主義者からの裁判も提訴されている。琉球・沖縄の人々は、日本軍が沖縄戦で琉球・沖縄人を差別した作戦を進めたことや「集団自決」（強制集団死）を強要したことを正しく記述することを求めている。

1997年には、「慰安婦」制度の説明は、文部科学省の検定を受けた、中学校（義務教育の最後の段階）用の全7冊の教科書に記述されていたが、徐々に消えていった。2004年2月、現職の文部科学大臣が「「慰安婦」や「強制連行」のような言葉が、大部分の教科書で、減ってきたのは本当によかった」と発言し、日本の政府のスタンスを明るみに出した。2006年に使われた教科書では、「慰安婦」という表現は完全に消され、弱められた記述がわずか2冊の教科書に残った。これは、現在、中学生の17.3%だけしか、「慰安婦」制度の事実について学ぶ機会がないことを意味している。

² 最近の例として、2007年12月、在日外国人（主に植民地出身者の子孫であるコリアン）障害者が、年金制度から排除されていることについて、日本政府に国際人権規約違反（特に、自由権規約26条違反）として提訴した裁判で、最高裁が原告の訴えを棄却した。また、子どもの権利条約が婚外子の相続分差別を禁止していることを否定し、国際人権条約が効力を有する範囲を極めて狭く解釈する論文を発表した人物が裁判官に就任した例もある。